

竹の台地域委員会主催「図書館・芸術文化ホールとまちづくり」講演会要旨

1 日 時：平成 30 年 10 月 21 日（日）13：30～15：30

2 場 所：竹の台地域福祉センター 2 階

3 参加者：28 名

4 講 師：帝塚山大学名誉教授 中川幾郎先生

5 はじめに

(1) 筧委員長あいさつ

- ・神戸市は「美賀多台 1 丁目空地」に本格志向のホールと図書館を計画し、施設の整備・運営を担う事業者を募るコンペに向けて検討を進めている。
- ・竹の台地域委員会では、これまでもプレンティや区役所移転のアンケートを通じ、西神中央駅周辺のまちづくりに関して住民の意見を集約し、提案してきた。
- ・今回のホール・図書館の建設に際しても、住民が参画し、集まり、つながる場、すなわち「まちづくり」の視点から、そのあり方を考えていく必要があると考えている。
- ・そこで、中川先生から、まちづくりの視点を踏まえたホールや図書館のあり方についてご講演いただき、これを機に、多くの住民にこの計画に興味を持っていただき、地域住民が様々な形で活用しやすい施設を提案していきたいと考えている。

(2) 中川先生のプロフィール

- ・中川先生は、市民社会における文化ホール（劇場・音楽堂）の研究者として、文化政策とコミュニティ政策の第一人者であられる。
- ・日本文化政策学会会長をはじめ、文化庁関係の委員などを歴任され、「文化芸術基本法」の改正や「障害者による文化芸術活動推進法」の基本計画作成にも貢献されている。
- ・図書館についても、豊中市をはじめ、多くの自治体の協議会会長などをされている。
- ・神戸市とも関わりが深く、総合計画審議会委員、文化創生都市宣言起草委員会副会長などを歴任され、現在は地域活動推進委員会委員長をされている。

6 主な講演内容

(1) 自治体文化政策の意義を考える

- ・地方自治法上、自治体に図書館や文化ホール、公民館などを設置する義務はない。このため、設置は任意であり、設置する場合は、自治体の自己責任で行う。
- ・設置するには「公の施設（市民も使える公共施設）」として「設置条例」が必要。なお、「図書館法」などの法律は、設置する場合の「基準」を定めた法律である。
- ・芸術や文化は人権であり、誰もがアート教育を受ける「文化的権利」を持っているが、今の日本では音楽や美術は副教科的扱いであり、OECD 諸国中で最下位の評価となっている。このことを自治体担当者がどれほど理解しているか疑問である。
- ・公立の文化ホールは、特定の芸術家や観客だけが使うことがあってはならない。マル（あらゆるアート）・サンカク（あらゆる世代・階層）・シカク（広域的に）という発想のもと、公平・平等・多種多様な「水平軸的」な思考（＝市民文化政策）が必要である。
- ・まちの活性化や観光・経済効果という発想のもと、選択・集中・戦略的な「垂直軸的」な思考（＝都市文化政策）で文化行政を行うことは間違いではないが、公平化とは同列に議論をすべきではない。

- ・例えば、一般的には市民には歓迎されなくても、世界に向けた発信として、中心部にあり、また大型の神戸文化ホールでフルートコンサートを行うことは「垂直軸的」な考え方である。一方、区民ホールであれば、やはり「水平軸的」な考え方が中心になるだろう。
- ・「文化基本条例」を制定し、基本理念や計画、審議会を設置などを定めている自治体が多い。文化政策を論理化した基本理念があれば、特権的な芸術家や一部の地元団体、時々の政治家の意向などで方針が変わることがない。また、計画的に予算化でき、審議会による進捗のチェックが可能となる。神戸市や兵庫県にはこのような条例がないのは、非常に残念である。

(2) 国の法律を吟味してみると

- ・「文化芸術基本法」の改正では、多様な立場の人を巻き込んでいく「ソーシャルインクルード（社会包摂）」という観点から、「文化的権利」を具体的に謳った。
- ・また、「劇場・音楽堂等活性化法」は、公立の文化ホールを単なる「施設（ファシリティ）」ではなく、「機関（インスティテュート）」と位置づけた。「機関」は組織（＝人）を含んでいる。教育機関との連携やコミュニティ政策との連携は「機関」であればこそできる。さらに劇場や音楽堂は「準教育機関」とした。
- ・「機関」と位置づけると民営化（指定管理）は容易でない。地域のことをよくわかった人材が必要となる。例えば、図書館では「読み聞かせ会」をしてもらう地域ボランティアとの協働も必要となり、単に愛想のよいパートの司書がいればよいというものではなくなる。

(3) 神戸市の基本行動原則「協働と参画」に照らし合わせる

- ・地域に文化ホールや図書館を整備する場合、住民実態調査・社会調査（学校の図書室との連携）・住民との対話が必要となる。そのうえで、基本計画（案）をつくり、パブリックコメントを募る。
- ・リサーチ段階では、「必要課題（ニーズ）」と「要求課題（ダイヤモンド）」を充分把握する必要がある。高齢者が多いとか、外国人が多いとかの「ニーズ」には応える必要がある一方、個別の「要求」には一定の節度をもって対応しなければならない。
- ・パブリックコメントは情報公開制度ではなく、参画協働制度である。対話にあたっては、まず、当事者の意見を聞くことが大切である。ベースは「公民館」にあり、「よく人の話を聞いて決める」という「集団的自己決定能力」が大切である。
- ・地域でしかできないことも多くある。住民自治がしっかりすれば、行政コストも下がる。行政計画では、住民がすべきこともきちんと言うべきである。
- ・計画段階から実施段階に至るプロセスは、①意思形成（課題の認識・解決策）→ ②意思決定（複数案から選択）→ ③実行 → ④評価・修正と進んでいく。「協働」は、③の実行段階で仕事を市民と一緒にするということであるが、「参画」は①～④のすべての段階で必要である。「参画」なくして「協働」はありえない。
- ・「直営」と「民営」の間には様々な段階がある。「ルミナリエ」はほぼ民営で実施しており、行政は助成をする程度。「こうべまつり」はほぼ半々でやっている。「みなとまつり」は直営に近く委託で行っている。ホールや図書館は直営に近い。
- ・今回の図書館の基本計画をざっと見たが、レファレンス（アドバイス）機能が見えない。

過去からの行政資料をすべて保有することや、どんな資料がどこにあるかをすべて把握し、すぐに取り出すことができるような優秀な司書を置くことも重要である。

7 主な質疑等

- ・神戸市に文化基本条例がないのはなぜか。
→ 開発や医療産業都市など、都市開発・産業政策などの課題解決のための政策が重視されてきたという市の体質かもしれない。
- ・図書館についてはパブコメの実施中だが、文化ホールについては新聞報道以上のことは市も分からないという。「まちのにぎわいづくり」としか考えていないのではないか。
→ 例えば、運営主体をどうするか。指定管理にするなら、公共政策として具体的に何をさせるかを指示できるような詰めができていないといけないと思うが・・・
- ・みなと総局は、マンションと一体で入札すると言っていた。今日の話にあったような本来的なことを考えず、建物にウエイトが置かれているのではないか。
→ 先に機能を決めないとハードは決まらない。西区なら 800 席程度が普通と思われる。音楽中心か、演劇中心かで、大きさも防音設備も違う。
- ・「なでしこホール」は音響が悪い。心地よく聴けるホールがほしい。

8 おわりに（竹の台地域委員会より）

- ・図書館については、有識者による 3 回の検討会を経て 23 日までパブリックコメント中だが、ホールについては現在のところ、ホール、図書館、マンションを一体でコンペ方式で決めるという情報しかない。
- ・神戸市では、協働と参画条例により、政策形成過程から市民の参画が担保されているとのことだが、ホールに関して、市はどうやって市民の参画を図ろうとしているのか、全く見えてこない。
- ・本日の講演内容をもとに、竹の台地域として、これからどう取り組んでいくのか、考えて行きたいと思う。

（参考）

神戸市ホームページ「(仮称) 新西図書館基本計画 (案)」について (意見募集)

http://www.city.kobe.lg.jp/information/institution/institution/library/plan/pub_keikaku.html

神戸新聞社ホームページ「西神を「神戸の文化拠点」に 文化・芸術ホール新設」

<https://www.kobe-np.co.jp/news/kobe/201803/0011074695.shtml>